

みえの子ども夢★実★現応援プロジェクト 委託業務仕様書

1 業務の目的

子どもたちが自らの力を発揮して育つことができるよう、子どもたちの様々な夢や希望の実現に向けて具体的に取り組む活動を全力で応援します。

「将来進みたい分野（調理、芸術等）の勉強してみたい」、「地域を盛り上げるイベントを起こしたい」など子どもたちが創意あふれる熱い思いをもとに、子どもたち自身が考え、工夫し、教員や地域の方などと話し合いながら、自分たちの夢を具体的に実現する取組を募集し、みえ次世代育成応援ネットワーク等の各種専門家による審査をへて、採択された夢について各種支援を行います。また、夢実現した子どもたちによる実践報告会を開催するなど、みえの子どもたちのロールモデルとなるよう各種情報発信を行います。

2 業務名

みえの子ども夢★実★現応援プロジェクト

3 委託期間

契約日から平成31年3月29日(金)

4 契約上限額

金1,663,659円（消費税及び地方消費税込み）

5 委託業務の内容

(ア) 募集

① 募集用リーフレット作成

募集用リーフレットには、児童生徒が興味関心やチャレンジ等を引きやすいようなキャッチフレーズやデザイン等を入れて作成すること。及び児童生徒が記載する募集用フォーマットには、夢実現の取組例示を数点示すなどして書きやすさに配慮すること。

また、県内全域のできるだけ多くの分野からの応募を促進するよう、地道に活動する子どもを掘り起こし、光を当てる工夫を行うこと。

業務受託者は、平成30年4月16日(月)までに原案を作成し、県と協議の上、4月20日(金)までに確定すること。

部数：約2万部作成すること。

規格：見開きA4サイズ、4ページ（A3の2つ折り）

紙質：上質紙、四六版90kg

印刷：2つ折り、4色刷り

その他：募集フォーマットに記載する項目については、三重県と協議してきめること。

三重県電子申請・届出システムにより応募入力できるように、そのQRコードを貼り付けること。

② 募集用ポスター作成

学校や図書館等において、児童生徒が興味・関心やチャレンジ等を引きやすい

ようなキャッチフレーズやデザイン等を入れて作成すること。

業務受託者は、平成30年4月16日（月）までに原案を作成し、県と協議の上、4月20日（金）までに確定すること。

部数：約1000部作成すること。

規格：A2

紙質：コート紙、四六版135kg

印刷：4色刷り 片面印刷

その他：学校等への発送分につきましては4つ折りにして県が提供する鑑を同封して指定場所に発送すること

三重県電子申請・届出システムにより応募入力できるように、そのQRコードを貼り付けること。

③ リーフレット・ポスター配布&周知

- ・ 県内公立小中学校に対しては、29市町等教育委員会を通じて配布する。
- ・ 県立学校に対しては、三重県から直接配布する。その他の私立学校へは委託業者から直接送付すること。
- ・ 上記以外に市町役所や図書館等に配布するなど児童生徒がよく目につきやすい場所に配布すること。

④ 応募取りまとめ

- ・ 書類審査会用に応募用紙を取りまとめて整理すること。
- ・ 三重県電子申請・届出システムにより応募入力したものについては、三重県から入力内容を提供する。

(イ) 第1次審査会&第2次審査会

- ・ 三重県で、審査基準（将来性、独創性、実現可能性等）に基づき書類選考である第1次審査会を実施します。
- ・ 第2次審査についても三重県で実施します。審査方法として、みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員等の各種専門家からなる第2次審査会を実施し、直接、子どもたちへの面談を行い、最終的に3件程度を採択します。

(ウ) 夢実現へ応援

- ・ 採択者3件に対して、1件あたり最大20万円の支援を行うが、直接、資金提供をすることなく、必要な物品・サービスなどを購入するなどして提供すること。

業務受託者は、平成31年2月末までに資金使用の明細について、県に報告すること。

なお、20万円分を必要でなかった場合については、変更契約を行う。

- ・ 採択者3件程度の夢実現に向けて、実施内容及びスケジュール、資金計画等をヒアリングしながら、きめ細かな支援を実施すること。

また、採択者の夢実現に合わせて、大学教授等の各種専門家の指導・助言を得て、夢実現に向けたブラッシュアップを図ること。

- ・ 三重県の子どもや子育て家庭を応援するみえ次世代育成応援ネットワーク会員（会員：約1552企業等）等と連携して、採択者3件の活動取組等を情報提供するなどして、場合によっては、ネットワークによる人的支援等を得て、夢充実にに向けた支援につなげていくこと。

また、資金的支援を得て実施することも可能とするが、その場合は、本委託契約との経理区分を明確にすること。

(エ) 実践報告会

- ・県イベント等とコラボして、相乗効果ができるように報告会を開催することとし、業者委託者は12月末までに原案を作成し、県と協議すること。
- ・夢を実現した子どもたちと連絡調整を行い、プレゼンテーションスキルのトレーニング等をレクチャーするなど効果的な報告会となるように支援を行うこと。

(オ) 情報発信

- ・取組活動まとめのリーフレットを作成し、当プロジェクトの協賛者等にフィードバックするとともに、夢実現の子どもについて、その取組や人となりを「ロールモデル」として効果的に情報発信し、広く県内への浸透を図りみえの子どもの豊かな成長に繋がるようにすること。
リーフレットについて、業務受託者は、平成31年1月末までに原案を作成し、県と協議すること。
- ・本取組に係る情報を、テレビ等の各種メディアやSNS等を活用し、広く発信すること。

6 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として三重県少子化対策課内とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

7 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県少子化対策課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

8 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は平成31年3月29日（金）のいずれか早い日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならない。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (ウ) 委託業務収支決算（計算）書
- (エ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (オ) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (カ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

9 その他

この委託業務を処理するための個人情報の取扱については、資料3「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。